

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 May 2023

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 82

「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 82 となる本号では、英国テイクオーバー・パネルによる競合オファーの状況における時間軸に関する規則の改正、米国内国歳入庁による 2022 年事前確認（APA）レポートの公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

ベトナム：ベトナム政府、2021～2030 年の海外投資協力戦略実施に向けた行動計画を承認

2. 米州

米国：内国歳入庁が 2022 年事前確認（APA）レポートを公表 — 締結件数は大幅減少する一方、申請数は対前期比大幅増

米国：外国人不動産投資税務（Foreign Investment in real Property Act）にかかる新しい規則案の公表

ペルー：中核事業のアウトソーシングを禁止する規則をめぐる民衆訴訟について 高等裁判所が第一審判決を下す

3. 欧州

英国：テイクオーバー・パネル、競合オファーの状況における時間軸に関する規則を改正

英国：2023 年春季予算案

ドイツ：ドイツの条約濫用防止規則の改正 — 初の適用事例を受けての実務対応

4. ESG / Sustainability

米国：ニューヨーク州における改定版セクハラ防止モデル規程の発表

カナダ：サプライチェーンに関する報告義務を定めるサプライチェーン透明化法の成立

EU：欧州議会が森林破壊規制の一環として新たなデューデリジェンスを導入

「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド第4版
を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に
関する法令と実務を包括的に網羅して
います。世界情勢から紛争リスクの高
まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿
特権のルールを把握し、現地弁護士と
の秘密保持を徹底する必要がある企業
にとって、貴重なリソースとなります。
是非ご一読の上、さらに詳細をお
知りになりたいときは弊所紛争解決グ
ループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



1. アジア

ベトナム

ベトナム政府、2021～2030年の海外投資協力戦略実施に向けた行動計画を承認

2023年3月28日、チン首相は、2021年から2030年の期間の海外投資協力戦略を実施するための行動計画の承認に関する決定第308/QD-TTg号(以下、「決定308号」)を発表した。この決定に基づき、首相は、海外投資協力戦略(以下、「投資戦略」)を実施するための具体的な対応事項を所管政府機関に割り当てており、これは一般的に外国資本をより多く誘致するため、投資の枠組みを改善することを目的としている。

2022年6月、首相は決定第667/QD-TTg(以下、「決定667号」)において、2021年から2030年の期間の外国投資協力を承認した。投資戦略は、ベトナムにおける外国投資についての政府の基本計画であり、その目的および目的達成のための対応策を定めているものである。決定667号は、前述の目標を達成するため、9つの分野の措置を規定している。それらの内容としては、特に経済の質、効率及び競争力を中心とする事業投資環境の改善、国内企業の能力向上、人材の質の向上などが挙げられる。

決定667号に基づき、首相は決定308号を発行し、所期の目的を達成するため、当該施策を実施するための具体的な対応事項を各所管政府機関に割り当てた。

以下は、決定308号に基づく対応事項のうち特に注目すべき事項である。

所管政府機関	対応事項	報告期限
計画投資省	入札に関する法律(改正)案とその指導令に取り組む。	2022-2023
	ベンチャー投資に関する法律の整備可能性に関する報告書を作成する。	2023-2024
	特定の産業や職業において、外資系企業のサプライヤーとなる基準を満たすベトナム企業のデータベースを構築する。	2023-2025
財政省	グローバルミニマム税に関する諸外国の政策への対応と、ベトナムにとっての教訓を調査する。	2023
労働傷病兵社会問題省	国内外大企業と連携した人材育成の仕組みを研究・開発する。	2023
科学技術省	ベトナム企業のための協力と技術移転のインセンティブとなる政策を研究・開発する。	2023
情報通信省	世界有数のテクノロジー企業をベトナムに誘致するための施策、特にデジタル経済における新技術・新サービスへの投資を促進するための施策を研究・提案する。	2023-2024
	ベトナムのデジタルテクノロジー企業が人工知能(AI)、ブロックチェーン、ビッグデータ、IoTなどの新技術に基づく製品の研究開発を促進する枠組みを構築する。	2023-2024
	世界有数のテクノロジー企業を誘致するため、国際水準の情報技術が集中する工業団地エコシステムを研究、構築、開発する。	2023

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



公安省	経済の安全保障を確保のための措置を講じ、投資シフト、買収、M&A、「水面下」及び「隠された」投資の形態を利用したマネーロンダリングのための活動や、移転価格、脱税など国家の安全に影響を与える活動を防止するための措置を講じる。	定期的
省人民委員会	大型投資案件を誘致するための柔軟な投資支援パッケージを積極的に展開する。	定期的

投資戦略の実施に伴い、所管政府機関は様々な分野で多くの投資奨励政策を立案・導入することが期待される。ベトナムでの事業展開に関心のある海外投資家は、投資戦略の実施状況を注意深く観察し、インセンティブから利益を得るための適切な計画を立てることが推奨される。

[最初のページに戻る](#)

2. 米州

米国

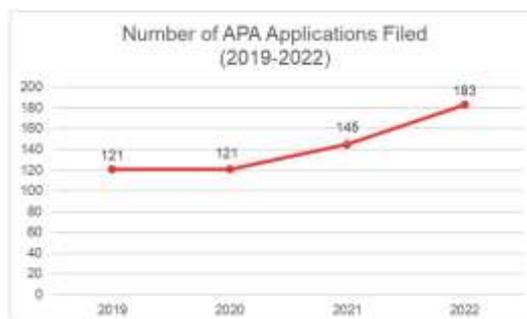
内国歳入庁が 2022 年事前確認（APA）レポートを公表 — 締結件数は大幅減少する一方、申請数は対前期比大幅増

要約

米国内国歳入庁の事前確認・相互協議プログラム（以下、「APMA」）は、2023年3月27日付で事前確認制度（以下、「APA」）に関する報告書¹を公表した（「2022年APA年次報告書」）。この報告書には、APAに係る条約相手国や適用された移転価格算定方法（TPM）を含め、2022年にAPMAが受領・締結したAPA申請に関する統計情報が示されている。本稿では、報告書から読み取れる米国のAPAに関する近時の傾向について紹介する。

APA 申請件数の大幅増

2022年にAPMAに提出されたAPA申請件数は183件となり、過去3年間の各申請件数から大幅に増加し、2021年と比べても26%の大幅増加となった。さらに、正式なAPA申請を伴わないユーザーフィー申請²も34件となった。このことは、多国籍企業はAPAプログラムを通じて二国間以上の移転価格問題を同時に解決し、関連者間取引に関する一方的な税務当局による移転価格調査を回避できるというAPA制度の利点に引き続き高い関心を持っていることを示した格好である。



¹ Announcement and Report Concerning Advance Pricing Agreements ANNOUNCEMENT AND REPORT CONCERNING ADVANCE PRICING AGREEMENTS (irs.gov)

² 米国では、申請手数料を支払い、120日以内に申請書を提出すれば、申請手数料の支払日を「申請日」とみなす、いわゆるダラーファイリング（Dollar filing）と呼ばれる制度がある。

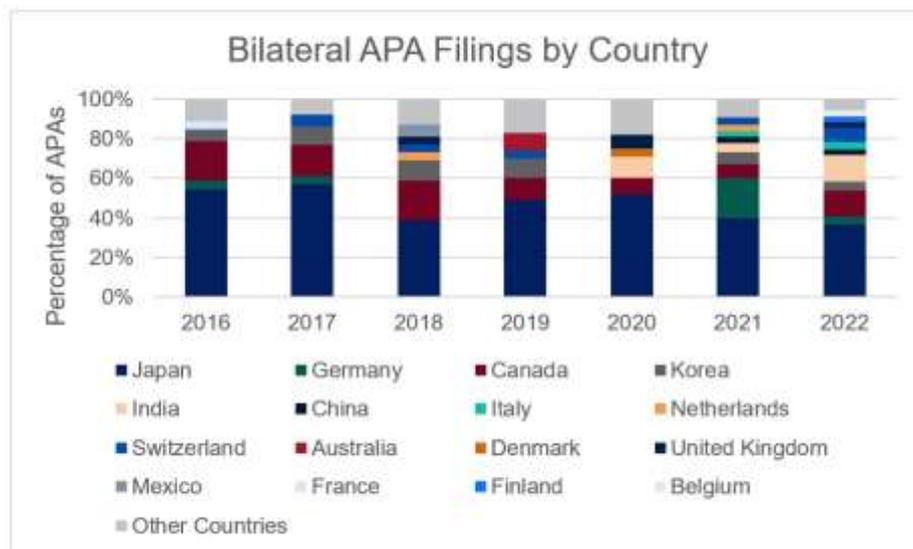
「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



申請された APA の内訳は、ユニラテラル APA が 22 件、二国間 APA が 154 件、多国間 APA が 7 件となっている。これは APMA が二国間（または多国間）で APA を処理することを希望していることと一致している。二国間 APA の国別件数をみると、日本、インド、カナダの順となっている。特に、日本は 2022 年も米国にとって主要な二国間 APA 条約締結国であり、締結された APA の 39% が日本のもので、次いでカナダ（14%）、インド（8%）、スイス（8%）となった。一方で、以下の図の通り、2016-2021 年と比較して、米国がより多くの国と二国間 APA を締結していることを示している。



なお、APA 申請を行う納税者は、2020 年の COVID-19 に対応した IRS の発表により、電子署名を含む電子申請書の提出を許可されており、引き続きその恩恵を受けることができる³（2020 年 5 月 11 日）。

APMA のリソースや APA の締結期間

APMA は、2021 年に人員増とは対照的に、2022 年には全体的に人員数が減少している。APMA の人員数は 2022 年には 2021 年に比べて 17% 減少し、2020 年の APMA のスタッフ総数（97 名）と同数に戻ったことになる。その内訳は、チームリーダー 59 名（2021 年 12 月 31 日時点の 80 名から減少）、エコノミスト 26 名（2021 年 12 月 31 日時点の 25 名から増加）、マネージャ 9 名（2021 年と変わらず）、アシスタントディレクター 3 名（2021 年と変わらず）であった。この人員削減は、前年度と比較して、2022 年に APMA が APA を処理する能力に影響を与えた可能性がある。

2022 年に APMA は、66 件の二国間 APA、1 件の多国間 APA、10 件のユニラテラル APA を含む 77 件の APA を締結したが、これは 2021 年の APA 締結総数（124 件）より大幅に減少している。

例年と同様に、2022 年に締結された APA の大半は、米国外の最終親会社と米国子会社との間の取引に関するものであった。2022 年は、APA の取り消しやキャンセルがなかった。更新 APA の完了に要する平均期間は、2022 年には 33.6 か月（2021 年は 34 か月）とわずかに短縮したが、新規 APA の締結に要する平均期間は 53 か月（2021 年は 48.5 か月）と増加した。全 APA の完了期間の中央値も、2022 年には 43.4 か月（2021 年の 35.1 か月、2020 年の 32.7 か月から増加）と増加の一途を辿っている。審査・交渉の長期化は、パンデミックに起因するスケジュール上の問題や APMA の人員削減が一因であると考えられる。

³ Competent Authority Filing Modifications and APMA APA Consultations | Internal Revenue Service (irs.gov)

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



産業別の動向

産業別では、2022年に締結したAPAのうち、卸売・小売業と製造業が引き続き大半を占め、それぞれ42%、40%を占めた。製造業のうち、42%が化学、29%がコンピューター・電子製品、19%が輸送機器に関連していた。2021年に実施された卸売/小売業APAのうち、大半は商社卸売/耐久財産業（75%）に属し、商社卸売/非耐久財（12.5%）がそれに続く。これらのAPAの大半は、研究開発、設計・エンジニアリング、製造、マーケティング・流通、サポート機能など、複数の異なる機能およびリスクを伴う取引であった。2022年に締結されたAPAにおける対象取引は、引き続き有形資産の販売またはサービスの提供を伴うものであった。一方、無形資産の使用を伴う取引は22%で、2021年の15%から増加している。APMAは、これらの無形資産取引は、APMAが抱えている繰越案件の中で最も困難な取引となる傾向があることを再度指摘している。

移転価格算定方法（TPM）

2022年については、有形資産・無形資産取引において利益比準法（CPM）／取引単位営業利益法（TNMM）が引き続き最も一般的なTPMとして適用され（APA対象取引の77%に適用）、売上高営業利益率がベンチマークに用いられる利益水準指標（PLI）として最も一般的だった（73%）。営業費用に対する売上総利益の比率であるベリレーシオや総費用に対する利益率など他のPLIが残りの27%を占めている。サービス取引についても、APAの過半数（80%）がTPMとしてCPM/TNMMを使用し、営業利益率と総費用営業利益率が最も多いPLIであった（53%）。

APA 期間

Rev. Proc. 2015-41は、少なくとも5年の期間を申請するよう納税者に指示しており、納税者は1年以上の遡及的適用（いわゆるロールバック）を申請をすることも可能である。APA期間は5年間で最も多く（全体の48%）、ロールバックを含むAPAの期間は平均6年（2021年、2020年とも同じ）であった。2022年に締結されたAPAのうち94%が5年以上の期間となったが、統計上APA期間の幅は広く1年から最長11年であった。2021年に締結されたAPAのうち、16%はロールバックを含んでいた。

小括

2022年に締結されたAPAの数は昨年より減少したが、APAの申請数は大幅に増加した。これは、高額かつ予測不可能な訴訟への発展や更正処分後の相互協議による解決を模索することで長期的に大きなリソースを必要とすることやアグレッシブな移転価格調査を避けたいという納税者の要望が高まっていることを反映している。

APAの審査手続や二国間の合意形成に要する時間は依然として長いものの、APAは納税者が潜在的な罰則や二重課税リスクを効率的に解決するための有効な手段の一つであることに変わっていないことを示している。2023年2月27日以降に採用された10b5-1計画について積極的抗弁を利用するためには、改正後のルール10b5-1の条件を満たさなければならない。既存の10b5-1計画を2月27日以降も維持することは可能であるものの、同日以降に取引の量、価格、時期等について既存の計画を変更する場合、積極的抗弁を利用するためには、改正後のルール10b5-1を遵守する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



米国

外国人不動産投資税法（Foreign Investment in Real Property Act、以下、「FIRPTA」）に係る新しい規則案の公表

2022年12月29日、米国財務省は、内国歳入法（以下、「§」）892条及び897条のFIRPTA規則に関する規則案（以下、「規則案」）を公表した。規則案には、国内支配適格投資事業体（Domestically Controlled Qualified Investment Entities、以下、「DCQIE」）に該当するかを判定するための新しいルックスルー・ルールが含まれている。

§897(a)(1)は、非居住者又は外国法人による米国不動産持分（United States Real Property Interest、以下、「USRPI」）の譲渡により生じる所得又は欠損は、米国内で事業を行っていたかのように取り扱われる（つまり、申告義務が生じる）旨規定している。§897(h)(1)は、原則として適格投資事業体（以下、「QIE⁴」）によるUSRPIの譲渡から生じる所得を原資とする（QIEによる非居住者、外国法人又はその他のQIEへの）分配は、その受領者レベルで認識される所得として扱うものとしている。§892(h)(2)は、USRPIにはDCQIEの持分を含まないとしている。QIEは、§897(h)(4)に規定されているルックバック期間⁵において、非居住者又は外国法人が「直接的又は間接的に」保有する株式の価値がQIEの発行済株式の価値に占める割合が常に50%未満である場合、「国内で支配されている」とみなされる（つまり、DCQIEとして取り扱われる）。

規則案は、QIEを支配する者を決定する際に重要な、§897(h)(4)(B)にいう「直接的又は間接的」の解釈に当たって、ルックスルー・アプローチを使用することとしている。「ルックスルーされる者（look-through person）」とは、「ルックスルーされない者（non-look-through person）」以外の者とし、ルックスルーされない者は、とりわけ、個人、（国外投資家が保有する内国法人を除く）米国C-Corporation⁶、非課税投資家、（国内又は国外の）上場パートナーシップ及び（国内又は国外の）遺産とされる。このルックスルー・アプローチでは、全てのQIE株式が一人又は複数のルックスルーされない者によって保有されているとみなされるまで、（ルックスルーされる者の）株主まで遡るプロセスが続く。このプロセスを経て、QIEが「国内で支配されている」かどうか判断される。上記に関連して、米国C-Corporationは、原則としてルックスルーされない者として扱われるものの、規則案は、国外投資家が株式を25%以上保有している非公開の米国のC-Corporationについては、限定的なルックスルー・アプローチを適用するとしている。従って、この規則案に基づくルックスルー・ルールにより、実務的には、QIEが「国内で支配されている」かどうかを判断するためには、国外投資家が保有する米国C-Corporationについては株主に遡って調べることが必要となる。

要約すると、QIEがDCQIEに該当するかを判断するために重要となるルックスルー・ルールの下では、パートナーシップ、信託及び国外投資家が株式を25%以上保有している非公開の米国のC-Corporationは全て、「ルックスルーされる者」として扱われる。それらの事業体が保有するQIE株式（直接に保有又は下層のルックスルーされる事業体を通じて保有するもの）は、その全てがルックスルーされない者に帰属するまで、遡って判定を行う必要がある。

ルックスルー・ルールは主に、米国のC-Corporationを介在させて、投資先のQIEについてDCQIEのステータスを確保しようとする外国人投資家をターゲットにしているものと思われる。規則案は、適格外国年金基金

⁴ QIEは、不動産投資信託（Real Estate Investment Trust、「REIT」）等の特定の事業体を含む。

⁵ 原則として、売却した日に終了する5年間。

⁶ 日本でいう株式会社に相当。

(Qualified Foreign Pension Fund (QFPF)) の現在の取扱い及び免税ステータスを変更するものではないものの、ルックスルー・ルールは、複雑な税務上の問題を生じさせる可能性がある。ルックスルー・ルールに係る規則が改定された場合、DCQIE ステータスを決定するための5年間のルックバック期間があるため、ルックスルー・ルールは既存及び将来の米国の不動産投資ストラクチャーに影響を与えることとなる。従って、外国人投資家及び投資スポンサーは、ルックスルー・ルールを考慮しながら、既存の米国の不動産投資ストラクチャーを精査する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

ペルー

中核事業のアウトソーシングを禁止する規則をめぐる民衆訴訟について高等裁判所が第一審判決を下す

2023年4月3日、リマ高等裁判所第三憲法廷（第756-2022号）は、第一審として、中核事業のアウトソーシングの可能性を制限する最高政令第001-2022-TR号（以下、条数のみは本政令）をめぐる提起された民衆訴訟に判決を下した（以下、「本判決」）。

本判決の内容

- 本判決は、請求の一部を認容し、事業の中核について定義する第1条の一部と、適用期間を定める唯一の移行的な補足規定を廃止又は削除する。
- 本判決は、中核事業のアウトソーシングの禁止に関する第2条は、判決に規定されたように解釈しなければならないとし、労働者の権利を害する無差別で乱用的な（詐欺的な）ものでない場合は、アウトソーシングをすることができる、と述べた。すなわち、本判決によって、詐欺的でなければ、中核事業のアウトソーシングは有効であると判断された。
- 本判決は、労働省並びに労働者及び使用者の代表組織が、全国労働審議会において議論し、解決策の合意に至ることを強く求めている。

民衆訴訟は、合法性が欠如しているか違憲である場合に、規制を無効にすることを求める手続である。民衆訴訟の手続は司法権のもとで進められ、憲法裁判所には提出されない。

本判決における主要な論点

- 本判決では、「中核事業」に関する基準に規定された定義が不正確であり、不確実性を生じさせると考えられている。本判決によれば、企業が自社の中核事業が何であるかを定義することができる。
- 本判決では、中核事業のアウトソーシングの制限以外にも、（アウトソーシングという）図式が無差別に、又は不正に使用されないようにするための措置（行政労働局による検査や司法に対する訴訟）が講じられる可能性があったとされた。
- 本法廷は、第2条について、違法または違憲であることを防止しつつ存続させることができると本法廷が考える意味において、これを解釈した。同法廷によれば、同条の解釈は、アウトソーシングが労働者に不利益をもたらす「無差別」かつ／又は「乱用的（詐欺的）」なものでなければ、中核事業のアウトソーシングは可能である、というものである。この解釈においては、無差別にあるいは乱用的になされた場合にのみ図式が歪むのであるから、中核事業のアウトソーシング自体

は禁止されていない、とみなす。すなわち、立証責任は、個々の事案ごとに、これら無差別あるいは乱用的な事態のいずれかが存在すると主張する者が負担する。

本判決の効果

本判決は2つの条項の無効を命じたものである。本法廷は、憲法裁判所の理論や法理に従って「操作解釈的判決」を下した。この種の判決は、最高裁命令第2条の文言そのものを排除するものではない。文言を維持しつつも、違法または違憲であることを防止し、存続させるために別の意味を与えるものである。

本判決後の展開及び進行中の手続への影響

本判決は終局的なものではない。この判決はいずれの当事者にとっても完全に有利なものではないため、いずれの当事者も控訴することができる。控訴されなかった場合には、法律に従って、最高裁判所の憲法会議で職権により審査、すなわち、最高裁判所に「諮問」されることになる。

この判決は終局的な決定ではないため、現在進行中のアンパロ手続（憲法で保護された基本的人権を国が侵害した場合、その原因となった措置（行政・立法・司法措置）の無効を訴える訴訟手続）には影響を及ぼさない。控訴されない場合、最高裁判所の諮問に付され、再審理が行われるまで効力が停止される。

また、ペルー公正競争・知的財産保護庁（INDECOPI）が出した一般的な範囲の差止命令は、紛争が終結していないため、依然として有効である。

本判決に見られる問題点

- 本判決は、下位法令である規則が憲法上の権利を制限することはできないため、審理対象となった規則が合法性の原則に違反するとは考えていない。アウトソーシング法は中核事業に関する下請けを禁止するものではない。
- 憲法上の権利や原則が侵害されたことは認めるが、審理対象となった条文（第2条）を完全に排除するものではない。違憲であるとして排除することもできたが、条文を維持するために「解釈的判決」がなされた。
- 中核事業のアウトソーシングは、それが労働者に不利益をもたらす「無差別的」かつ／又は「乱用的（詐欺的）」なものでなければ合憲であるとする解釈は、明確性や正確性の点で十分とはいえない。
- 判決で示された勧告により、アウトソーシングに関する問題を解決するため、議論の實質は全国労働審議会の場に移った。「勧告的判決」は、その実施が保証されるように、より正確であるべきだ。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

英国

テイクオーバー・パネル、競合オファーの状況における時間軸に関する規則を改正

テイクオーバー・パネルは、2022年10月のコンサルテーション・ペーパー（PCP 2022/3）で提案されたオファーが競合する状況における時間軸を規定

する規則の改正を含むレスポンスステートメント（RS 2022/3）を発表し、当該規則改正は、2023年5月22日（月）に施行された。

本改正は、2021年7月5日以降、オファーのスケジュールに関する規則が変更された以降の、近時の競合オファーの状況において生じた問題に対処することを目的としている。具体的には、①競合オファーの一方または両方が、標準的な60日の期間では充足することができない許認可に関する前提条件の対象となっている場合と、②競合オファーの一方が契約上のオファーで、他方がスキーム・オブ・アレンジメントによる手続の場合である。本改正は、パネルが上記2つの場面においてどのように規則を適用するかをより明確にするもので、オファーを検討する際の重要な検討事項となるため、十分に理解することが肝要である。

また、スキーム・オブ・アレンジメントによって実施されるオファーに関して、対象会社の取締役会が認可期日を行うことを決定しても、買収の阻害行為（frustrating action）に該当する可能性は低いとの見解が示されたこと、パネルが規則21について年内にコンサルテーションを行う方針を示したことも注目される。

本改正の概要は以下のとおりである。

競売手続のタイミング

パネルは通常、（1つまたは複数のオファーがスキーム・オブ・アレンジメントによって進められている場合に）株主総会が開催されたか否かにかかわらず、最後の許認可にかかる前提条件が各入札者によって充足または放棄されるまでは、規則32.5に基づく競売手続を実施しない。

ただし、当事者全員が競売手続をより早い時期に実施することを合意した場合、パネルは通常これに同意する。

コンサルテーション・ペーパーに対し、スキーム・オブ・アレンジメントにより2つのオファーが進行している場合においては、株主総会の開催日前に「早期競売」を行うのが現在の慣行であるため、遅延が生じるという懸念も提起された。パネルは、このような懸念に対し、上記慣行から脱却を図るものではなく、競売の時期について当事者間で合意できない場合の枠組みの確保を図るものであると強調した。競売に関連する改正は、ほぼ提案通り実施されているが、「例外的な状況」（規制当局が2つのオファーを並行して審査することを望まない場合など）においては、パネルが競売をより早い時期に実施するよう要求できると理解されている。

契約上のオファーと競合してスキーム・オブ・アレンジメントが公表された場合（競合するスキーム・オブ・アレンジメントが公表された後に契約上のオファーが推奨される可能性は低い）において、パネルが競売手続を採用する場合、Day 39は通常、競売手続の前に最終オファーを公表することができる最終日の7日前（Day 60の21日前になる可能性は低い）となる。契約上のオファーと競合してスキーム・オブ・アレンジメントが公表され、パネルが競売手続を採用しない場合、通常、Day 39はDay 60の21日前となる。

入札者が競売手続前にオファーを完了させようとする場合、および規則21についての懸念

「より早い」入札者（許認可にかかる前提条件を最初に充足又は放棄した者）が契約上のオファーによって手続を進め、競売手続前に完了させたいと考えている場合は、アクセラレーション・ステートメントを出すことができる。「遅い」入札者のスキーム進行と競合している場合、アクセラレーション・ステートメントがなければ、Day 60が延期されることになる。

コンサルテーション・ペーパーでは、「より早い」入札者がスキームによって手続を進め、対象会社の同意を得て、競売手続の前にスキームを完了させ

たい場合について、対象会社の取締役会は株主の追加投票なしにスキームを承認することが規則 21 の阻害行為（frustration action）に該当するかどうか、パネルと協議しなければならないと述べられている。この点については、対象会社の取締役の信託義務や認可期日で株主が意見を述べる機会が与えられるなど、スキームの認可に関連する多くの保護がある上で、（また、投票の時点において競合するオファーの最終条件を認識している可能性がある上で）株主はスキームの承認に投票することとなることから、規則 21.1(a) の適用は不要とすべきであるというコメントがなされた。

パネルは上記懸念についてはさらに検討する意向であり、今年後半に実施される規則 21 に関するより広範なコンサルテーションの一事項とする意向であることを明らかにした。当該コンサルテーションでは、規則 21 をスキームの認可期日に適用しないのか、または適用するものの、例外的な状況においてのみパネルがこの措置の実施に同意を留保することを提案する可能性があるとして示唆した。

対象会社の株主が競合オファーを選択するための枠組み

パネルは、（一般原則 2 に沿って）対象会社の株主が各オファーを検討するための十分な時間を確保することに重点を置いており、競合するオファーの解決のために適切な枠組みを確保することを重視している。

（競売手続の結果であるか否かにかかわらず、）各入札者が最終的なオファーを行った後、契約上のオファーとスキーム・オブ・アレンジメントの両方が株主に提示される場合、その順序は通常下記の要素を満たすべきである。

- スキームを承認するための株主総会の日は、契約上のオファーの Day 60 より前にすべきである。
- 株主総会の日から Day 60 までの間に、対象会社の株主が株主総会の結果を知った上で、契約上のオファーを受諾するかを決定するのに十分な時間が確保されるべきである。
- 契約上のオファーの Day 60 は、裁判所の認可期日より前にすべきである。

[最初のページに戻る](#)

英国

2023 年春季予算案⁷

要約

2023 年 3 月 15 日、ジェレミー・ハント財務相は、2023 年度春季予算案を公表した。2022 年秋の声明は、当時の英国の政治的混乱を踏まえ、経済の安定を回復する必要性に焦点を当てられていた。これにより、英国への事業投資が奨励を含む経済成長のための予算が計上された。今般政府が表明した目標は、投資促進税制をはじめとする、競争力のある、ビジネス促進のための税制を構築することであり、その実現に何らかの形で向かうことは確かである。

Pillar 2 の導入

春季財政法案には、所得合算ルール（以下、「IIR」）の改正法案、暫定的なセーフハーバールールに関する法案及び適格国内ミニマムトップアップ税

⁷ 本稿は、ベーカーマッケンジー ロンドンオフィスのニュースレターを一部翻訳したものである。詳細については、当該ニュースレター参照のこと。

(以下、「QDMTT」)が盛り込まれることが確認された。英国における IIR 及び QDMTT に関する施行日は予定通り、2023 年 12 月 31 日以降に開始される会計年度に適用されることになる。英国の軽減税支払ルール(以下、「UTPR」)導入予定時期について、更なるアップデートはない。これに関する最新の情報である秋季予算案において、政府は、UTPR を導入する意向であるが、2024 年 12 月 31 日以降に開始される会計年度以降に導入する意向であると表明した。

英国だけでなく、スイス、韓国、EU 諸国を含む多くの国が、同様に 2024 年初頭から Pillar 2 を導入するという状況にあり、さらに、OECD は、規則の適用に関するアップデート及び追加のガイダンスを引き続き提供している。多国籍企業においては、これらの動きを注視し、Pillar 2 が自社グループに与える影響について最適化するための速やかな分析が重要である。

OECD の発表には、新たな規則がもたらす複雑性と計算を最小限に抑えることを目的として、今後数年間にわたって多国籍企業に経過措置を提供する暫定的なセーフハーバールールも含まれていた。このセーフハーバールールは、多国籍企業が既に国別報告書の目的で準備しているはずであるデータを用いた簡易 ETR テストといった形で適用される。企業は、今後 3 年間で適用される Pillar 2 の初期的な影響を最小化するための対応に時間を費やすべきである。来年からセーフハーバールールを確実に利用したいのならば、今から準備をする必要がある。

主権免税の取扱いの変更

春季予算案において、政府が現在の英国の直接税に係る主権免税に変更はないとの決定を発表したことは、ソブリン投資家には喜ばしいことであった。政府は、2022 年 7 月から、ソブリン・ウェルス・ファンドなど外国のソブリン投資家の税務上の取扱いを近代化し、改善するための協議を行っていた。

過去の政府の提案は以下のようなものである。

- 現在、判例法及び慣行のみに基づいて行われている英国税務における主権免税の原則及びその権利の基礎となる条件は、いずれも、包括的に法令に定められるべきである。
- ソブリン投資家が英国の不動産から稼得する(地代収入、キャピタルゲインといった)所得及び英国の取引活動から生じる所得を英国における課税対象とするように、現在ソブリン投資家が利用できる免税の範囲を狭める。

政府が直接税に対する主権免税に関する協議への対応を慎重に検討していること及び現行の主権免税の適用に変更はないことが確認されており、現在の取扱いは継続される。政府は、協議に対するソブリン投資家の建設的な関与を希望しており、政府が多くの熟慮すべき包括的な懸念を受け入れてきたことは評価に値する。これは、英国の不動産に投資している又は英国にプレゼンスを有するソブリン投資家にとって好ましい結果である。

移転価格文書

政府は、公表されている移転価格文書の要件の変更を有効にするための法律を春季予算案に含めた。新しいルールでは、OECD 移転価格ガイドラインに従って移転価格文書(マスターファイル及びローカルファイル)を作成することが企業に義務付けられる。この措置は、2023 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度から適用される。英国歳入関税庁は、ローカルファイルを作成する際に採った主な措置を詳細に記入することを企業に義務付ける「監査証跡サマリー(summary audit trail)」について協議を続ける予定である。

その他

対内再拠点化（re-domiciliation）に関するパブリックコメントの募集及びファンドマネジメントに関する VAT の改革案についても更なる発表が期待されていたが、これらについての追加のアナウンスメントはなかった。もっとも、政府は、VAT の改革に係る協議への対応を検討しており、引き続き利害関係者と協議を行っており、今後数カ月以内に政府は対応を公表する予定である。英国への法人の居住地の再移転を目指す企業を支援するための対内再拠点化制度の導入についての意見を求めるパブリックコメントの募集は、昨年初めに終了した。一部の企業は、春季予算案において議論が再開されることを期待していたが、現在では優先順位が大幅に低下しているように思われる。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

ドイツの条約濫用防止規則の改正 — 初の適用事例を受けての実務対応⁸

ドイツ国内の条約濫用防止規定（ドイツ所得税法（以下、「ITA」）第 50d(3)条）は、源泉税の減免の濫用を防止するために導入された。本規定は、外国の納税者が、適用される条約、EU 親子会社指令、又は非居住者である法人への配当に関する ITA 第 44a(9)条に従ったドイツ国内法に基づく減免に基づいて、配当又はロイヤルティによる所得（及びドイツ税法に基づき源泉税が課せられる一定のその他支払）に係る源泉税の減免を求めるときに、原則的に適用される。

配当又はロイヤルティを稼得する外国の納税者は、源泉税の還付を請求する場合、連邦中央税務局（以下、「FCTO」）に対し、源泉税免除に係る自らの資格を証明しなければならない。この過程において、かかる外国の納税者は、条約濫用防止規定により源泉税免除が不適用とならないことも証明しなければならない。所得の受領者が、源泉徴収を受けないようにするため、かかる所得の支払に先立ち、支払者に提示することとなる源泉税免除証明書証明書の事前申請するときにも条約濫用防止規定は適用される。

条約濫用防止規定は、1994 年に導入されたが、それ以来、複数回にわたる改正が実施されている。2017 年には、欧州司法裁判所において、2007 年から適用される旧 ITA 第 50d(3)条は、EU における開業の自由を侵害しているとの判決が下された。この判決に対する対応として、ドイツ連邦財務省は、2018 年に通達を発行し、配当支払に対する源泉税免除が EU 親子会社指令に基づいて請求された場合には、旧 ITA 第 50d(3)条の厳格な適用を緩和する旨を示した。

2021 年 6 月 2 日に、全面的に改正された 2021 年 6 月 9 日を発効日とする ITA 第 50d(3)条が導入された。改正された当該規定は、主要目的テスト（Principle Purpose Test、以下、「PPT」）をはじめとする新しい概念を取り入れたものとなっており、また、原則として、すべての未解決事案に適用される。しかしながら、2021 年 6 月 9 日より前に受領された支払については、納税者にとって有利である場合、旧規定を適用することも許容される。

ドイツの新たな条約濫用防止規定の下では、旧規定に基づき従前源泉税免除を受けていた持株会社を含め、多くの持株会社における配当又はロイヤルティについて、源泉税免除を受けることがますます難しくなっている。この

⁸ 本稿は、ベーカーマッケンジー フラン克福ルトオフィスのニューズレターを一部翻訳したものである。詳細については、当該[ニューズレター](#)参照のこと。

ことは、ドイツから本国への送金を行う場合、又はドイツ企業が海外でロイヤルティを支払う場合に、影響を与える可能性がある。

例えば、旧規定下では、いわゆるルックスルー・アプローチを用いることにより比較的容易に源泉税免除を受けることが可能であったが、新規定の下では多くの組織において、今後、このルックスルー・アプローチを適用することができない。さらに、源泉税免除に係る実体要件は、ドイツ税務当局により厳格に解釈されている。受動的な経営参画のみを行っている持株会社は、EU域内の持株関係についてさえ、源泉税免除を適用できないとするのがドイツ税務当局の見解である。この点について、ドイツ税務当局は、ケルン下級租税裁判所による納税者に有利な直近の判例法（2022年2月16日付判決、第2 K1483/19号）を考慮していないようにも思われる。

新たに導入された PPT によって、理論上は、多くの組織が救済を受けることが可能であると考えられる。しかし、連邦中央税務局 FCTO は、PPT の実際運用ポリシーが確定していないように思われるため、PPT を満たしている旨 FCTO を納得させることができるか否かについては、予測が極めて難しい。それに加え、初の適用事例から、ドイツ税務当局は、納税者が源泉税免除に係る要件の充足を証明に際して、詳細な裏付け書類を要求することが分かっている。

その結果、納税者としては、持株会社の事業活動、及び関連組織の設立に係る税務以外の理由を適切に文書化することの重要性が一段と増している。このような書類は、源泉税免除に係る今後の手続に備えるよう、十分に前もって作成しておく必要がある。さらに、源泉税免除を受けるに当たっては、多大な時間を費やすことになるので、免除申請書を適切に作成し、十分な時間的余裕をもって準備を開始する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

4. ESG / Sustainability

米国

ニューヨーク州における改定版セクハラ防止モデル規程の発表

ニューヨーク州知事のキャシー・ホークル氏は、2023年4月11日、ニューヨーク州労働局（以下、「NYS DOL」）によるセクハラ防止モデル規程（以下、「モデル規程」）の改定作業の完了を発表した。⁹

ニューヨーク州におけるセクハラ防止規程作成・実施義務と社内トレーニング実施義務

ニューヨーク州の雇用主は、その事業規模に関わらず、書面によりセクハラ防止規程を作成・実施し、また、その従業員に対してセクハラ防止に関する社内トレーニングを毎年提供する義務を負う。

セクハラ防止規程の作成・実施義務については、モデル規程の採用、又はニューヨーク州労働法第 201-g 条に規定された最低基準を満たす独自の規程の作成・実施のいずれかにより履行されることになる。

社内トレーニングについては、ニューヨーク州で雇用し又は雇用予定の者（ニューヨーク州における労働がその労働時間の一部を占めるに過ぎない者や、他州に在住の者も含む）に対して毎年実施されなければならない。な

⁹ <https://www.governor.ny.gov/news/governor-hochul-announces-final-sexual-harassment-model-policy-strengthen-protections-new-york#:~:text=Governor%20Hochul%20has%20made%20eliminating,worker%20across%20New%20York%20State.%22>

お、ニューヨーク州が公表するFAQ¹⁰によると、ニューヨーク市に拠点を置く雇用主は、ニューヨーク市人権委員会が提供するオンライントレーニング¹¹を利用することにより、ニューヨーク州及びニューヨーク市のいずれの要請をも満たすことができる。

モデル規程の改定内容の要点

モデル規程の主たる改定内容は以下のとおりである。

- 性別に関わる固定概念（sex stereotypes）、ジェンダー表現（gender expression）又は性自認（perceived identity）に基づく差別は全てセクハラに該当するため、性の多様性（gender diversity）の理解が重要であることが強調され、また、シスジェンダー（cisgender）、トランスジェンダー（transgender）及びノンバイナリーパーソン（non-binary person）に関する説明が追記された。
- セクハラの際に、リモートワークに焦点を当てたもの（例えば、オンライン会議中に自宅の背景にポルノ写真などが見えるようにすること）が追加された。
- 報復措置（retaliation）の際に、降格、解雇、便宜供与の拒否、勤務時間の短縮、望ましくないシフト割り当て等が追加された。
- 管理職や監督者は、セクハラや差別的な行為を目撃した場合、従業員からの申立てを待たずに、積極的に行動しなければならないことが強調された。
- ハラスメントや差別を目撃した場合における標準的な対応方法が示された。
- モデル規程の主眼はセクハラと性差別にあるものの、その概要はあらゆる類型の差別・ハラスメントに適用できる旨の記述が追加された。

ニューヨーク州における雇用主は、今回の改定内容を踏まえて、既存のセクハラ防止規程や社内トレーニングの内容の変更の要否を検討する必要がある。

ニューヨーク州においては4年ごとのモデル規程の見直しが求められている。したがって、今後のモデル規程の改定動向を注視することも重要である。

[最初のページに戻る](#)

カナダ

サプライチェーンに関する報告義務を定めるサプライチェーン透明化法の成立

下院は、2023年5月3日、サプライチェーンにおける強制労働及び児童労働に対抗するための法案S-211（以下、「本法」）を可決した。同法は、サプライチェーンに関する報告義務を規定すると共に関税法の禁止事項を拡大するものである。2024年1月1日から施行される。

¹⁰ <https://www.ny.gov/combating-sexual-harassment-workplace/combating-sexual-harassment-frequently-asked-questions>

¹¹ <https://www.nyc.gov/site/cchr/law/sexual-harassment-training.page>

事業者に対する報告義務

(a) 本法の適用範囲

「事業体」の定義に該当し、かつ、所定の事業に従事する事業者は、年次報告書を公安非常事態準備省大臣（以下、「公安大臣」）に提出しなければならない。

本法の適用を受ける事業体は、以下のいずれかの事業に従事しているものとする。

- カナダ又はその他の国における製品の生産、販売又は流通
- カナダ国外で生産された製品のカナダへの輸入
- 上記の2つの活動のいずれかに従事している事業体を直接的又は間接的に支配

さらに、適用を受ける事業体とは、カナダの証券取引所に上場している、又は、以下の基準を満たす非上場の事業体とする。

- カナダにおいて事業所を設置、事業を実施、又は資産を保有していること
- 連結財務諸表において、直近2会計年度のうち少なくとも1会計年度で以下の条件のうち少なくとも2つを満たしていること
 - 資産 2000 万カナダドル以上
 - 売上 4000 万カナダドル以上
 - 雇用する従業員数が平均 250 人以上

重要な点として、報告義務を負う主体は、カナダで設立された法人に限定されていない。「カナダにおいて事業を実施している」という用語は本法で定義がされていないことから、非居住者である輸入業者も報告義務を負う可能性がある。

適用対象となる事業体の資産、売上及び雇用の基準が非常に低いため、報告義務は多くの中規模及び大規模の事業体に適用される。また、本法は、カナダ政府に対し、報告義務を負う事業体を規則により追加することを規定している。

(b) 報告義務

本法は、報告主体に対し、毎年5月31日までに公安大臣に年次報告書を提出することを義務付けている。報告主体は、自己のサプライチェーンにおける各段階において、強制労働又は児童労働が製品の製造に利用されるリスクを防止又は低減するために前年度に実施した方針及び手続の概要を記載しなければならない。

本法では、公安大臣に提出された年次報告書のオンライン上での登録制度を導入することが要請されている。したがって、事業者は、これらの報告書が自己の信用や評価に与える影響を考慮すべきである。

強制労働と児童労働の定義

本法では強制労働及び児童労働の用語を定義している。

「強制労働」とは、以下のいずれかの状況において、ある者が提供又は提供の申し出をする労働又はサービスと定義されている。

- 労働又はサービスの提供又は提供の申し出を行わない場合には、自己又は自己が知っている者の安全が脅かされるおそれがあるとその者に信じさせることが合理的に予想される場合
- 1930年にジュネーブにおいて採択された強制労働に関する条約第2条に定義する強制労働に該当する場合

「児童労働」とは、18歳未満の者により提供又は提供の申し出がされる労働又はサービスであって、次に該当するものをいう。

- カナダの法律に違反する状況において、カナダで提供又は提供の申し出がされる場合
- その者にとって精神的、身体的、社会的又は道徳的に危険な状況において提供又は提供の申し出がされる場合
- 学校に出席する機会を奪い、早期に退学させることを強制し、又は過度に長時間の重労働をしながらの通学を強いることにより、通学を妨害する場合
- 1999年にジュネーブで採択された最悪の形態の児童労働条約第3条に定義する最悪の形態の児童労働に該当する場合

上記の定義は、国際労働条約の規定を拡大した上で、企業が考慮すべき重要な要素を加味している。例えば、児童労働の定義は広範であり、条約では最低年齢を15歳に設定することを認めているのに対して18歳に設定しており、また、雇用主が未成年者に早期退学を強制する状況を含んでいる。この定義は、未成年の10代の若者がフルタイムで働くことを義務付ける雇用契約も対象に含むことができる。カナダの事業者は、外国のサプライヤーが実施するこのような雇用慣行により自社の輸出品が留置されるリスクが増大する可能性を認識すべきである。

執行

本法は刑罰法規である。本法に基づき摘発された者は、起訴対象の犯罪よりも軽微な犯罪として処罰される。違反に対しては、捜索、命令及び最高250,000カナダドルの罰金刑が課される可能性がある。捜索は居住物件も対象となる。居住物件で捜索を行う場合を除き、捜索は令状なしで行うことができる。

[最初のページに戻る](#)

EU

欧州議会が森林破壊規制の一環として新たなデューデリジェンスを導入

概要

2023年4月19日、欧州議会は、森林破壊の問題への取り組みを目的とした新しいEU規則（以下、「本規則」）の最終案を採択した。これは、牛、ココア、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材等に関連する幅広い製品・商品について、森林破壊（森林からの農地転換）によって取得された土地から生産されたものでないことを確認するための「デューデリジェンス」を実施することを企業に義務付けるものであり、当該確認ができた製品・商品のみEU内での販売が可能となる。

背景

国連食糧農業機関¹²（FAO）は、1990年から2020年までに世界で4億2000万ヘクタールの森林が農地へ転換されたと推定しており、EUの消費量はこの

¹² The UN Food and Agriculture Organization

森林損失の10%に相当し、また、パーム油と大豆用の農地へ転換された土地はその3分の2を占めると言われている。そのような背景の中、EU議会は、EUが主導して世界的な森林破壊を阻止するための法案の提出を押収委員会に要請していた。

本規制は、欧州グリーンディール構想の一環として、EUの消費が、農業の拡大から生じる世界の森林破壊や森林劣化に寄与しないことを保証することを目的として制定されたものである。

規制の範囲

本規制は、木材及び特定の種類の木材製品に適用されるEU木材規則(995/2010/EU)により創設された既存のデューデリジェンス体制を廃止し、新たなデューデリジェンスの要件を企業に課すことになる。本規則とEU木材規則との違いは、以下のとおりである。

- 本規則の対象は木材に限定されず、牛、ココア、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材などの森林破壊に関連する製品、及びこれらの製品を原材料として製造された皮革、チョコレート、家具、パーム油誘導品などの派生商品を広く適用対象とする。
- 適用対象商品をEU市場に輸入又は輸出する企業は、商品が「森林破壊を伴わない」こと（すなわち、該当製品が、2020年12月31日以降に森林破壊されず、原生林や自然林が植林地に転換されていない土地で生産されたこと）を保証することが要求され、木材製品に適用されていた既存のデューデリジェンスの枠組みが強化・拡大されることになる。すなわち、本規則を遵守するために、企業は、商品を市場に出す前に、必要なコンプライアンスチェックが行われたことを確認し、また、コンプライアンスチェックを容易にするために、関連商品が生産されたすべての土地の地理的位置を特定するデューデリジェンス結果を当局に提出することが求められることになる。

なお、デューデリジェンスチェックは、EU委員会が採用するベンチマークシステムに基づき分類された国ごとの森林破壊のリスクレベルに応じて、実施されることになる（例えば、低リスクに分類された国から生産された製品については、簡易なデューデリジェンスを実施することになる）。

本規則に違反した場合、加盟国レベルで罰則規定が設けられる予定である。

施行までのタイムライン

欧州議会による本規則の採択は、2022年12月に欧州議会と欧州理事会の間で規則に関し政治的合意に達したという発表に続くものである。本規則の最終案は今後、EU理事会によって正式に承認される必要があり、その後、官報に掲載され、20日後に発効される予定である。発効後、企業は18か月以内に本規則への遵守が求められるため、2025年初頭から適用される可能性が高いとみている。

事業への影響

本規制の影響は、主に関連製品をEU市場に輸入又は輸出し、若しくは近い将来、これらを輸入又は輸出することを計画している企業に及び、特に、小売、食品・飲料、アパレル、自動車、ライフサイエンス、バイオ燃料、塗料・コーティング、化粧品などの主要セクターが影響を受けるといえる。

本規則を遵守するために、企業は、情報収集、リスク評価、リスク軽減策を含むデューデリジェンス手続を確実に実施する必要があり、また、すべての貨物について、署名入りのデューデリジェンス報告書を作成できる体制を構

築するなど、商品の製造・販売プロセスにおいて適切なデューデリジェンス
手続を導入する必要がある。

最後に

本規則は、欧州委員会が提案した「企業の持続可能性に関するデューデリ
ジェンス指令」や「強制労働による製品の禁止規則」など、企業がサプライ
チェーンやバリューチェーンの延長線上で人権や環境に与える影響に対して
より大きな責任を負うことを求める EU の規制や提案が近年増えていること
に対応するものといえる。

また、英国は、2021年11月に、環境法案においてサプライチェーン上の森
林デューデリジェンス実施を義務化する措置の導入を決定し、森林破壊への
対処を実施している。EU 規則と同様に、生産時に森林の農地転換が起きてい
ると考えられる製品及び関連商品（牛肉・皮革、パーム油、大豆、ゴム、カ
カオ）の取扱いが禁じられ、これらの商品に関する（1）森林リスク商品の特
定、情報収集、（2）森林リスク商品生産地における、土地の所有・利用等に
関する法令違反のリスク評価（3）上記リスクの軽減というデューデリジェ
ンスシステムを確立し、実施することが求められる。また、対象企業には、
デューデリジェンスシステムの確立と実施に関する年次報告書を当局へ提出
し、また一般にも公表することが求められている。

[最初のページに戻る](#)